

官民競争入札等監理委員会
第106回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第106回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成25年3月28日（木）10:00～12:00

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

（公開）

1. 開会

2. 実施要項（案）について
 - （1）政府米の販売等業務
 - （2）国立病院機構の物品調達業務（変更）
3. 厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の契約変更について
4. 事業の評価（案）について
 - （1）木材価格統計調査
 - （2）牛乳乳製品統計調査
 - （3）生鮮食品価格・販売動向調査
 - （4）情報処理技術者試験事業
 - （5）公害健康被害補償業務の徴収業務
 - （6）湯島地方合同庁舎の管理運営業務

（非公開（議題のみ公開））

5. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について
6. 地方公共サービス小委員会の検討状況について
7. 「官民競争入札等の実施要項の指針」の改定について
8. 入札監理小委員会の審議の合理化と3グループ体制について
9. 施設・研修等分科会 ヒアリングの結果について
10. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について
11. 「公共サービス改革基本方針（素案）」及び公表資料案について

12. 閉会

○樫谷委員長 おはようございます。

定刻となりましたので「第106回官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりですけれども、議題5以降につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開といたしまして、後日議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議してまいりましたので、「政府米の販売等業務」及び「国立病院機構の物品調達業務（変更）」の2件について、小林主査から御報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○小林委員 では、御報告いたします。

まず「政府所有米穀の販売等業務」につきまして、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

本業務の民間競争入札の実施要項（案）について、入札監理小委員会において審議を行いました。

まず「1. 対象公共サービスの詳細な内容について（実施要項39頁）」です。

論点といたしましては、平成24年9月に制定されました「カネミ油症患者に関する総合的な施策の推進に関する法律」に基づく業務について、業務内容が明示されているか。法律が制定されましたので、業務内容が明示されているかということについて、審議を行いました。

対応としましては「カネミ油症患者に関する総合的な施策の推進に関する法律」に基づく業務につきまして、実施要項に明示されていることを確認いたしました。

「2. 入札参加資格（実施要項3、4頁）」についてであります。入札参加資格①②の資格を設けることとされておりますが、競争性が確保されているのかということについて審議を行いました。

具体的には、入札参加資格として、政府所有米穀の保管管理について、倉庫業法第11条に定める倉庫管理主任者として、米穀の保管管理に従事した経験を有する役職員を配置すること。

2点目としては、政府所有米穀の販売等業務の一部を第三者に委託する場合において、一定量を超える業務を委託する場合、委託先との支配関係がないこととあります。

対応といたしましては、この2つの入札参加資格は、業務の適切な実施に役立つもので、入札手続における競争性は確保されていることを確認いたしました。

続きまして、資料2-1「国立病院機構物品調達業務の実施要項の変更について」でございます。

この経緯は、「公共サービス改革基本方針」の別表において、契約期間が平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間として、平成26年4月以降は「独立行政法人の制度及び組

織の見直しの基本方針」において、独立行政法人国立病院機構が固有の根拠法に基づいて設立される法人に移行するとされましたことから「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」における検討結果等を踏まえて検討するというので、設定されたものでございます。

了承された契約期間は、このことに基づきまして、平成25年7月から26年3月までの9カ月間として、平成25年2月5日の「第104回官民競争入札等監理委員会」の書面審議を経て了承されたところであります。

これにつきまして、2点目にございますとおりの政権交代を踏まえまして「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が当面凍結して、独立行政法人の見直しについては引き続き検討し、改革に取り組むとされましたことから、26年4月に予定されていた新法人への移行についておくれることが濃厚になったということでもあります。

つきまして、現在9カ月とされている契約期間について、短期間であること、価格の上昇が懸念されること、次回入札のための準備期間が極めてタイトになること、各病院での一般的な調達時期を踏まえると年度単位が妥当であるということ等を考慮いたしまして、別添の実施要項（案）にありますとおり、契約期間を平成25年8月から平成27年3月までの1年8カ月として、実施要項を変更することといたしました。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました2件につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 それでは、異存はないということで、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、次の議題であります厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の契約変更につきまして、小林主査から御報告をお願いしたいと思います。

○小林委員 資料3-1「厚生労働省ネットワークシステム更改の契約変更」につきまして、入札監理小委員会におきまして審議を行いましたので、御報告を申し上げます。

「1. 契約変更の概要」でありますけれども、平成25年7月を目途に現行システムから更新される厚生労働省のネットワークシステムに、追加業務として都道府県のハローワーク職員3万人が利用しているハローワークシステムの一部の利用者1万人分と接続して、厚生労働省ネットワークシステムの電子メール・電子掲示板等のITサービスを提供することになったということでもあります。

この契約変更につきましては、平成24年に実施されました民間競争入札の調達仕様書を作成する際に、厚生労働省においては既に検討されていましたが、業務実施の予算が24年度の予算要求に間に合わずに、入札の際の調達仕様書には織り込まなかった、織り込むこ

とができなかったという経緯でございます。

平成25年度予算におきまして、この予算が確保されたということで、その業務内容に本業務を追加して、契約変更（契約額の増額）を行うことになったということでもあります。受託業者が東芝ソリューションでありますけれども、そこと交渉しまして契約額の増額が次のとおりになったということでもあります。変更前は93億9,800万円余りであります。変更予定が105億2,800万円でありまして、増額分は11億3,095万円と、多額の増額になったということでもあります。

「2. 交渉の経緯」は、契約期間中に生じる利用者増加数として1万人程度を想定していたということは明記してありましたが、システムを拡張する場合「ソフトウェアの追加ライセンス料や増設するハードウェアの単価は、初期構築時の単価と同程度で提供すること」といたして、契約変更の際の追加費用が不当に高いものにならないように本体契約の受託事業者を求める内容となっております。

受託事業者との交渉におきましては、追加される1万人分と同じ利用形態になる利用者群の1名分の年間経費、単価を指標として、この経費と同額になるように増額分が交渉されたということでもあります。

この変更契約につきまして審議を行いました。交渉について確認をしまして、3の2つの●にありますとおりのことが判明いたしました。

第1点目は、追加業務を受託事業者を実施させることとして、受託事業者との契約を随意契約により変更する前提で、受託事業者だけと交渉したということでもあります。

2点目は、厚生労働省の職員にIT調達を有利にノウハウ・経験が不足していたということでもあります。

単価が、その前の本体契約の単価が前提とされていたということは、その単価の増額が合理的であるかどうかということについて、十分な検討あるいは交渉をすることができていなかったということでもあります。

このようなことが発生しましたため、厚生労働省に同様の契約後の交渉が発生したときに備えるために、今後は入札の際に入札額の内訳見積もりを提出させるように求めました。

「4. 契約変更の時期」は平成25年度予算成立後速やかに行うということに審議いたしました。

「5. 本契約変更の対応について」でございます。非常に多額の契約変更額でありまして、また、交渉の過程に問題がありますために、本来、公共サービス改革法の審議は公共サービスの質の維持向上と経費の削減が入札によって実現されるということが本旨であります。

今回のように入札前に契約変更となることが予定されている場合には、契約変更のための受託事業者との交渉に備えることが必要であり、実施要項（案）の審議の際に、契約変更についても審議の対象とすべきである。そのことによって、より効率的な交渉額を確保する必要があるということでもあります。今回の場合、昨年の実施要項（案）の審議に際し

ては、厚生労働省からその旨の説明がありませんでしたので、入札監理小委員会としては今回の契約変更が予見できなかったという、非常に致命的なことがございました。

今回、契約変更の増額分は、11億3,000万円という大きなものでありまして、このような契約変更がたびたび行われることになると、本体契約自体の入札の公正性が損なわれるおそれがあり、入札の公正性が強く求められる市場化テストの対象事業においては、発注官庁においてこのような大きな契約変更は予見できていたわけでありますから、そういうものがないようにするのが望ましいということであります。

しかしながら、今回の場合には、契約変更というものを、1万人の利用者の増加ということについては許容せざるを得ないということでありまして、契約変更を認めることとしたいということがございます。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

この件について、何か事務局から説明はありますか。

○古矢参事官 それでは、今回の契約変更の了解と同時に提示することを考えております、監理委員会の見解につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

資料3-2をごらんください。

以下のような見解を提示したいと考えております。

「厚生労働省ネットワークシステム更改の契約変更（案）」について官民競争入札等監理委員会において審議したところ、以下のとおりの見解となった。

以後、事業実施にあたっては、留意されたい。

1. 契約額の大きな変更を伴う契約変更は入札の公正性を失わせるおそれがあり、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の適用を受ける事業においては、事業の予見性のある事業計画をもって、契約変更の無いように努めるべきである。

2. 入札前から契約変更が予定される場合、入札監理小委員会における実施要項（案）の審議の際に、契約変更についても審議の対象とされるべきである。以後、入札前から契約変更が予定される場合は、実施要項（案）審議の際にその旨申し出られたい。

3. 契約変更に伴う契約額の交渉に備えるため、今後、入札を実施する際は、入札額の見積書も応札者から提出を求めるようにされたい。

このような案を考えておりますので、御審議、御了解いただければと思っております。

以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました件につきまして、委員会見解も含めて内容について御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

前原代理、どうぞ。

○前原委員長代理 委員会見解を出されるのが当たり前だと思います。こういう大きなシステムをつくるときにはもう少しきちんと体系的に分析をした上で進めるのが、通常民間でも当たり前のことであって、しかも24年7月から9月にかけて民間競争入札を実施しているわけで、こんな短期間にこういう大きな変更があるというのは通常考えられないですね。

質問なのですが、増額分の11億3,000万円の内訳、ハードとソフトと分けてどういう内訳だったのかをお聞きしたいと思います。

○事務局 入札監理小委員会においてもそれが議論になりまして、その資料を厚生労働省から提出させた次第であります。委員会においてその資料を確認しましたところ、スケールメリットが確認できないですとか、また、審議のためにあえて後からつくったのではないかと思わせるような不自然な状況でございましたので、そもそもこの資料そのものを前提に判断することが困難ではないかという状態でございました。

○樫谷委員長 どうぞ。

○井熊委員 ITのほうの増額というのは時々の契約変更が行われるのですけれども、要するに、対象の人数がふえたからその人数の単価、今まで100人を対象にしている、1人当たり幾らだから幾らふえた。そういうふうにやると、規模のメリットが相殺されてしまう。

普通、こういうところの契約ではインプット側のデータの単位を一定にする。例えば人を100人かかっている、100人かかっていた人が105人になったら5人分の単価を払いましょうというような契約、インプット側のコストを評価するという契約変更が行われるのが一般的かな。それはITの専門の先生の方々もそうおっしゃっていて、その辺の交渉が起り得ることの備えが必ずしも十分ではなかったということだと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

何かほかに御意見はありますか。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 この委員会等で了承された中身が契約期間中に大小問わず変更されることというのはどのぐらい起きているのですか。今回はすごく大きいケースで例外的なのだろうと思います。

というのは、ちょっと気になったのは見解の1のところ、出だしは「大きな変更」で始まっているのですが、締めところが「契約変更の無いように努めるべき」で縛ってしまうと、どんな小さな変更もだめですよと言ってしまふような感じがして、実際には些少な変更は常に起き得るのではないかと思われまふ。そういうこともないようになさいと縛ってしまうと大変なことになるような気もするものですから。

最後のほうにも大きな契約変更のないようにと入れるべきではないかなと思ったのです。実態としてここでもって審議をして了承した内容で契約されたものが契約期間中に変更されたケースというのは、いわば何パーセントというか何件中何件というのか、どのぐらい

あるのですかということをおちょっと聞きたいと思ったのです。

○樫谷委員長 事務局はどうですか。確かに記憶は余りないですね。

○前原委員長代理 余り記憶ない。

○古矢参事官 例外的と言っているぐらいの数だと思います。

○石堂委員 そうすると、基本的に変更というのはいけませんよとしてしまったほうがいいということですか。

○後藤参事官 今回もそうですけれども、法律上は監理委員会の議を経れば変更は可能になっております。ただ、運用がございまして、施設管理であればさまざまな事情で契約変更は生じますし、実施要項で契約変更をうたっているものもありますので、そういったものについては透明性、中立性、公正性が確保されているという観点から監理委員会の議を経なくて契約変更している場合も実態としてはございます。今回の場合はそういった意味では非常に疑義があるということで、議を経ることとしたわけでございます。

○石堂委員 要は事柄の性格上、変更もあり得るだろうというものはあらかじめ契約の中にそれが書いてあればそれでよしということですね。わかりました。

○樫谷委員長 今までは中身は多分明細に入っていて、それがやる場合、やらない場合みたいになっていますので、大きな契約の中には入ってしまっているのですけれども、これは何か新しいものが出来たみたいなイメージになっているのですね。

これにつきましては、これは3-2の資料なのですが、宛先は特に書く必要はないのですけれども、誰に対して出すとかというのはないのですか。見解で誰かに向って言えいいのですか。

○古矢参事官 こちらの了解は厚生労働大臣に対して契約変更を認めるので、その文書に付して出すことにしております。

○前原委員長代理 大臣宛てですね。

○樫谷委員長 小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 一点よろしいですか。

1番の文章の3行目「事業の予見性のある事業計画をもって」と、ちょっと読みにくいのですが、要するに契約変更がないように予見をしろということをおこの一言で言っているのですね。

○古矢参事官 そうですね。

○小幡委員 ちょっとこなれない文章だけれども、今回ののはそもそも予見は一応不可能だったということに。そこが微妙なのですか。

○小林委員 予見は、厚生労働省側は予見をしていたということですね。ただ、予算がとれるかどうかかわからないので、それを言外といいますか、契約内容に非常にあいまいに含めていたということなのです。入札監理小委員会の中で実際に1万人分の変更が確実に行われるということが明らかにならなかったの、そこを審議の対象にできなかったという経緯がありますので、それは予見されているのであれば、審議の過程でそれもちゃんと明

示しなさいということです。

しかも、ここでまた申し上げると、厚生労働省のこの案件は、当初113億円の案件で、入札監理小委員会で端末の分離調達をして効率化せよという、非常に審議が難航した件で、さらにこういうことが起こったという経緯、バックグラウンドもありまして、非常に強く対応を求めたいということとはございます。

○小幡委員 そうすると、今回のケースはむしろ2に該当しそうなものですね。1で言っていることはできるだけ予見して組んでおきなさいという。

○小林委員 契約額が11億3,000万円も変更になるということは、国民にとって非常に大きな問題で、それ自体当初に予見されているのであれば、それも含めて審議対象にしなければ入札の公正性が失われるという、その入札の公正性の部分が強調すべき点かと思います。

○小幡委員 わかりました。

例えば物すごい大事故とか地震とか、そういう予見不能な状況というのがあれば若干例外だということではあると思うのですけれども、そうでない場合はできるだけ1のほうで、変更はしないほうがよいという原則ということで了解しました。

○樫谷委員長 どうぞ。

○引頭委員 結局のところ、予算がとれるかどうか、というのが一つの大きなトリガーになっていると理解しております。厚労省の言い分によりますと、新たに予算が決まったので、その部分について発注したということでした。問題は、それを全ての事業者に言わず、ベースとなるシステムをすでに落札している業者に対して、随意で発注してしまい、結果として最初の入札のプロファイルを勝手に変えてしまった、というところにあると思っております。

これに関して質問が2つございます。ひとつ目は、予算が確定しない部分があるなかで、その部分も全て入札監理委員会の手続きの中に含めてしまって良いのかという点です。予算がとれなかった場合などにおいて、結果として民間に大きなリスク等を背負わせてしまうことにもなりかねないと思いました。そこをどう整理したらいいのかというのが質問のひとつ目です。

ふたつ目ですが、そうは言っても今回のケースはあり得ない案件だと思っております。やり方の工夫があるはずだと思います。例えばですが、特にシステム案件において、拡張が今後予見されるようなもので、ただし、予算がおりなければ拡張できない、というものに関しては、拡張のやり方であるとか、先ほど井熊先生がおっしゃったようなプログラムのインプットの人数でもいいですし、どんなアプローチでもよいのですが、拡張する場合のコストの考え方について、応札する会社にいろいろ提案してもらえば良いと思っておりますがいかがでしょうか。その提案の内容も技術点か何かに含めて審査するというのもあるのではと思っておりますが、いかがでしょうか。

○樫谷委員長 どうなのですか。

○古矢参事官 拡張の可能性に関しましては、今回仕様書等に記述しておりまして、それ

は入札する側はそここのところは了解した上でということになるわけなのですが、今までの拡張性の話は、拡張した後の金額についても入札の段階である程度詳細にということをして3番でうたっているという趣旨でございます。

○引頭委員 確認ですけれども、拡張可能性については仕様書に記載されており、それについても確認したということでしょうか。ですが、先ほどの御説明では、つけ焼き刃でつくったような感じが少しあったとのことでしたよね。要するに後からつくったような感じがあったけれど、そこはよくわからなかったということなのではないでしょうか。

○井熊委員 それはそこの資料をつくったときの、彼らにどういうイメージがあったかわからないのですが、拡張は予見していたのだけれども、それに対する対応がとても安易だったというのが現実だと思います。要するに何かそうやって随契の交渉をしてやればいいのかというようなところで、今、引頭さんが言われたような仕組み的な部分とか、そういうことをちゃんと検討していなかったというのが原因だと思います。

○北川委員 これはふえたというのは法律改正か何かではないのですか。制度改正とか。これはハローワークのあれでしょう。手挙げ方式で。

○古矢参事官 ただ、法律改正とかそういったレベルの話ではないですね。

○事務局 厚生労働省からはそのような話では聞いておりません。

○北川委員 法律改正でなくても制度改正か何かがあったのではないのですか。これは都道府県のハローワーク職員でしょう。だから都道府県に分権されたからというのがわからなかったからではないのですか。それがはっきり制度として決まったからふやしたとかそういうことではないのですか。

○古矢参事官 そういうレベルのことよりも、むしろ計画的にはいずれこうするという事は考えていたのですが。

○事務局 当初から仕様書のほうには拡張性があるということは規定されてございまして。

○北川委員 当然そうですね。

○事務局 ただ、法改正とか制度改正が根拠で、今回そういう拡張性を予見するというような説明は厚生労働省からはございせんでした。

○北川委員 ただ、私のほうもちょっと不勉強ですけれども、たしかこれは数がふえたというのは、例えば10カ所ぐらい予定していたのが四十何カ所になったということに対する対応ではないのですか。

○事務局 繰り返しになりますけれども、ふえるということはもともと決まっていたという言い方を。

○北川委員 決まっていたらその数字にすればいいわけで、なおかつ11億円ふやしたわけでしょう。だから、予見したけれどももっとふえたということでしょう。

○事務局 結局予算がとれるかどうかわからなかったというのが厚生労働省側の説明ではございました。

○北川委員 予算とれるかどうかで決まるのですか。その説明でいいですかね。予算が

とれたらふやすのですか。

○古矢参事官 長期的にはこういうことを進めるという計画はありまして、それで予算がとれたので、その分前倒ししたという説明ですね。

○北川委員 前倒して、それでプラスしたのでしょうか。だからよそより多かったということだ。

○樫谷委員長 資料3-1の厚労省の契約変更についてという文書の必要性のところいろいろ書いてあるのですが、これを見てよくわかっているようでわからないのですが、手が回らなかったとか、時間を要したとかここに書いてあるのですが、これはどういうことを言っているのですか。

事務局にちょっと説明をしてもらえれば少しわかるかなと思うのですが。

○事務局 どうも厚生労働省は、都道府県にいるハローワークの関係で処理している職員が3万人いるのだそうですけれども、この3万人を全部今回のネットワークシステムに移行させることを最初検討していたらしいのですが、なかなか作業としてこの3万人を全部移動させるためにはどのぐらいのボリュームの設計をしなければいけないかとかいう検討に大分時間がかかってしまうということもあって、とりあえず前倒しで1万人分だけ移動させよう。その1万人分についてもどのぐらいこのシステムと相互連携するのに機材が必要なのかとか、予算が必要なのかというのを確定するのに大分時間がかかってしまって、結局予算要求に間に合わなかったということだそうでございます。この背景に何か法改正だとか制度改正だとか、そういうものがあるという説明は一切ございませんでした。

○前原委員長代理 そういうことであれば、全体のシステムをきちんと組んであるはずなのです。そうすると、追加で要るのは物件費みたいなものはずです。あとは若干の人件費。だから、先ほど私はコスト要因を聞いたのだけれども、ますます聞けば聞くほど変ですね。このままだったら認めていいか疑問に思いますけれどもね。仕事の仕方として非常におかしい。

普通だったら最初からシステムをつくるときに考えていたとしたら、全体的なシステム設計はでき上がっているはずなので、追加で要るのはほとんど物件費のはずなのです。そうすると、この10億円はほとんど物件費なのですかということを先ほど聞いたのです。非常に不思議に思ったから。それがはっきりしないと主査がおっしゃったので、だとしたらこれは判を押していい案件か。普通会社だったら判を押さないですよ。

○樫谷委員長 3-1の今の小林主査に御報告いただいた資料の1ページの一番下に交渉の経緯の中で、ソフトウェアの追加ライセンス料や、代理がおっしゃったハードウェアの単価。ハードウェアの単価はわかりますね。増加分はソフトウェアの追加ライセンス料とこの2件なのですか。

○事務局 1万人を追加するのに必要なサーバーなどの機器、サーバーなどにインストールされるソフトウェア、それと、実際にはこれは1万人追加された後は、1万人に対するヘルプデスクとしてのサービスを提供し続けなくてははいけないので、そこら辺はシステム

を組むだけではなくて、運用段階においての人的費も必ず発生いたします。

○前原委員長代理 それはおかしい。変ですね。

○北川委員 これは制度まで変更しなくても、運用の面か何かで8,000人はいくのだと思っていただけれども、もっといってしまったとか、そういうことではないのですか。足したというのはそうでもないのですか。

○前原委員長代理 何人使うかはシステムの中身は全然関係ないはずですよ。

○樫谷委員長 それは現場の職員がやるわけですからね。

○小林委員 確かにこの契約自体は本当に不明なところがいっぱいありまして、合理的な交渉ではなくて、契約自体としては全く合理性のないものだと思います。それは多分入札監理小委員会の委員の共通認識だと思うのです。

いろいろ厚生労働省に説明を求めましたけれども、合理的な根拠となるようなものというものが出てこなかったというのが実態なのです。ですから、おっしゃるとおり、これは監理委員会として認めるかどうかといったときに、非常に肯定的な判断というのが難しい案件だと思います。

ただ、1万人分の利用者の増加というものの公共サービスの増加分について、それを否定することによる国民的デメリットというのものもあるのではないかということなのです。だから、その部分は別に定量化されていないので、それを否定したときにどういう国民的デメリットが出てくるかということについては、測定はしていないのですけれども、そこでの衡量が必要だというのが入札監理小委員会として、この契約変更を認めざるを得ないのではないかというその部分だと思います。

ですから、この案件については非常にネガティブなもので、ここから入札監理小委員会として今後こういうことがないように、学ぶといったら変ですが、他山の石にしなければいけない案件なのです。ですから、できる限り結果がネガティブなインパクトを持たないように、何をそこから抽出するかということを検討せざるを得なかったというのが本当のところでございます。

○樫谷委員長 どうぞ。

○井熊委員 今、小林主査が言われたとおり、私もデータをもっと求めるようにとお願いしたのですが、普通こういう大きなシステムであれば、かなり業者のほうからきちんとしたデータを吸い上げて、単にランダムな契約だけではなくて、コストの妥当性とかを評価して受託をするというような発注をすることになると思うのですが、どうも私のイメージですが、何となくお任せ的にばんと任せている仕事ぶりを感じるということがあります。

ですので、大規模なシステムで非常にお金のかかるものですから、その発注の仕方というものをもう少しプロフェッショナルにというか、やってもらうということをまず進めていかないと、もしかしたらこれだけではないのかもしれないというようなことを感じさせる部分があるかなと思います。

○樫谷委員長 いずれにしても3万人なのですが、予算がとれればやがてはあと2万人ふ

えるのですね。

○前原委員長代理 そうすると20億円かかるのですか。

○樫谷委員長 ということになるかもわかりません。

確かに事業がおくれることの配慮もしないといけないのですが。

○北川委員 私は思うのですが、そのことが書かれておればいいのですよ。だから、1万人にいつてしまったのです、予想以上に都道府県が手を挙げて数がふえたということならそれを書いてそうしたほうがいいということではないのですか。私は多分そうだと思う。

○事務局 このシステムで1万人ふえる職員というのは国家公務員だそうでした、地方公務員ではないそうです。都道府県にある厚生労働省の出先。

○北川委員 そうなのですか。都道府県のハローワーク職員3万人が利用していると。

○事務局 都道府県にあるということです。

○後藤参事官 これは多分都道府県労働局の意味で、労働局が脱字しているのだと思います。厚労省の資料では都道府県労働局と書いてありますので。

○北川委員 だからハローワークの仕組みが変わったのですよ。地方へ分権していこうという。その数字が予想外に多くて、最初は30ぐらいだとしていたのが46~47になっていると思うのです。その数字ではないかなと思うのですが。それならわかるのです。

○樫谷委員長 都道府県労働局というのは各都道府県にある厚労省の組織なのですか。国家公務員なのですね。これを見ると都道府県労働局だから例えば都の労働局なのかなと思ったのですけれども、それは違うのですね。県の労働局ではないのですね。県にある労働局。

○北川委員 本当にそう。

○事務局 そうです。最初に確認いたしましたので。

○北川委員 これはどうでしたか。ハローワークの職員は。

○事務局 彼らからの説明では国家公務員であるということでございます。

○北川委員 ハローワークの職員が地方公務員でやっていたというので、それはだめだ、こんな権限はないからというので変えているはず。都道府県にいないのではないですか。

○樫谷委員長 都道府県に所在する国の機関らしいです。

○北川委員 それならわかるけれども、もう今は県庁の中に入っていないですよ。

○樫谷委員長 そうですね。表現が非常にあいまいなので、これを見るとそれぞれ県の中の労働局とありますね。部とかですね。そこの話かと思ったらそうではなくて、所在地が各県にありますということですね。要するに支局です。

○後藤参事官 地方支分部局。労働基準監督署まで入れるということだと思います。

○樫谷委員長 国家公務員の、ここでいう職員だとか相談員の方が使うわけですね。

これはどうですか。認めるのは別に私もやむを得ないかなという気もしないでもないのですが、こういうあいまいなところで認めてしまって後で影響は出ないですか。そこがちょっと心配ですね。

○古矢参事官 それに対するおもしろい意味もあって、この見解を考えさせていただいた。

○事務局 事務局から補足しますと、今回の対応も一番最後にあります入札額の内訳見積書も出しておればこのような混乱はなかったのかなと思いますので、今回これを厚生労働大臣宛てに、通常は監理委員会の議を了したと書くのですが、そこに別添の意見見解も添えて今後しっかりやっていただきたいということをいたしますので、もし次に契約変更なり何なりある場合は入札小委のほうでしっかりと御議論をいただけるのではないかと思います。

○前原委員長代理 これはタイムリミットはいつですか。場合によったらもう一回呼んで、我々のところでヒアリングしてから認めるかどうか決めても遅くないのであれば。時間がないのだったらしょうがないけれども、何か皆さん多分腑に落ちていないですよ。

○事務局 厚生労働省としては、予算がつき次第速やかに契約しないと7月からの運用に間に合わないという説明をしております。

○前原委員長代理 だからぎりぎりのタイムリミットはいつですか。もう一回ヒアリングをする時間がないのかと聞いているわけ。

○樫谷委員長 気持ち悪いまま認めてしまっているのか。

○前原委員長代理 この委員会として余りそういうことをしてはいけないのではないですか。

○古矢参事官 今回暫定予算に既にのせているということだそうです。

○事務局 今回厚生労働省の説明といたしましては、暫定予算の中に組み込んで、可及的速やかに契約したいという言い方をしております。

○樫谷委員長 事情はわかるけれども、それを言い出したらみんな予算わかりましたということになってしまいますね。

○古矢参事官 ただ、恐らく4月だと間に合わないということですかね。

○事務局 そこはちょっと確認しないと何とも言えないと。

○石堂委員 確かに技術的なことはわかりませんが、7月使用開始としたときにスケジュールを組んで逆算して、いつがデッドラインなのかということを経営的に専門家の目で見ると確認すべきではないかと思えます。それでチャンスがあるのだったらもう一回委員会を開いて結論を出すというほうが妥当だと思います。ただ時間がないから認めましたというのは言いわけにはならないような気がしますけれどもね。

○後藤参事官 事務局から申し上げますと、次回の監理委員会が4月26日でございます、その後結論が出たとして、連休等が入りますので7月という日程が、運用開始に影響を与えると国民的なデメリットという話もございまして、そこが難しいところかなという気はしているところでございます。

○石堂委員 そういう意味では資料3-1の最後のところで「追加業務の実施を妨げる明確な事由は見当たらないため」という表現はすごくあいまいでして、先ほど小林委員から

あったように、7月からの運用開始が遅れた場合のデメリットを考慮して決断するのだということをはっきり書けば時間的な制約が浮き出てくると思うのです。

○小林委員 おっしゃるとおりでありまして、もちろん、もう一度ヒアリングをしていたくというのは非常に大きな効果があるかと思えます。

3ページの今、石堂委員が御指摘になったところは私も腑に落ちていなかったところでもありまして、それを先ほど御説明のときにちょっと違う言い方をいたしました。

ただ、小委員会としては1万人のサービスを開始しないことによるデメリットがどういふものなのかということ自体は確認しておりませんので、本来的にはそこの衡量でありますので、前の24年のシステムの時にも、厚生労働省は時間がない、時間がないということの一点張りでしたので、今回も事務局から間に合わないと聞いているとは思いますが、ないかどうかというのは根拠があるかどうかはわかりませんので、できることならもう一度ヒアリングしていただいたほうが今後のため、もちろん国民的にも大変、アカウントビリティーの観点からも、透明性の観点からもいいと思えます。

○樫谷委員長 どうぞ。

○井熊委員 時間的な問題でいつまでに始めなくてはいけないからというのがあるのですが、スケジュールの問題はそれとは全く別の問題として、皆さんがここで言っているのはある意味これが動くのはやむを得ないと思いつつも将来的な影響とかを考えるのであれば、今回の事態の真相をちゃんと究明することは、スケジュールとは全く別の問題として、この委員会として検討すべきかどうかということを考えるべきだと思うのです。

○前原委員長代理 おっしゃるとおりだ。

○樫谷委員長 ここがわかりにくい。3-1の資料の2ページ目の3. 審議の結果の一番上の●で、後半の「受託事業者との契約を随意契約により変更する前提で」、これは追加部分は随意契約になるのですか。では、市場化テストと随意契約と二段構えになるのですね。

○後藤参事官 当初契約の変更になりますので議を経なくてはいけないということです。

○樫谷委員長 でも、議を経るということは、監理委員会の責任はどうなるのですか。議を経て認めたということに。

○前原委員長代理 やはり認めたことになります。

○樫谷委員長 だからこの仕組みの中でやっている部分がありますね。2本でやるならば、これはここでやって、それは随意契約の中身で、随意契約をするにしても、契約の11億円幾らの説明が十分できないというのはやはり何となくおかしいような気がするのですけれども、どうなのでしょうかね。随意契約だからといって別に説明しなくてもいいということね。

○後藤参事官 随意契約の交渉によることで、一本の契約であります。当初金額に対して変更増の契約になるということで、その増分が随意契約交渉という過程ということです。

○樫谷委員長 増分だけが随意契約。この監理委員会は随意契約をしてもいいという了解をすることになるわけですかね。

○小幡委員 その場合、変更分の額について競争は働かないわけなので、何らかの形でみるということですね。

○後藤参事官 それが今回の趣旨でございまして、公正性があったのか。

○小幡委員 その金額のチェックをここで見るということになりますね。

○樫谷委員長 随意契約については監理委員会は、随意契約はしようがないと認めるのだけれども、中身のチェックまではしていませんという整理になるのですか。普通ならば変更予定の105億2,800万円という数字を、承認するというとおかしいですが。

○後藤参事官 我々としても発注官庁ではないものですから、金額の中身について個々に判断できないのです。やり方が公正だったのか、適正だったのかどうかということからすると、当初の中で見積もり内訳を出していないままに随意契約で変更されると、そもそも変更の増分が理解できないということでしたので、そこを3番目に書いてございますような、見積もり内訳書を提出させるなどのきちんとした手続をやっていたいただければ変更が理解できたということだったのだと思います。

○樫谷委員長 では、こういう行為は市場化テストの仕組みをなし崩し的におかしくしてしまうということがあるのでということなのですね。では、この増額分はあくまでも市場化テストというプロセスをとったのではなくて、随意契約だという見方ですかね。こういうものは中身はともかくやむを得ないと見るか、見たとしてもこういうことが行われるといけなくて事後的に何かの検証をするという話ですかね。そういうことでよろしいのですかね。確かにこういうことが行われたということはなぜ行われたのかということについて、あるいは11億円何がしのことについて、何か検証する必要はあるのですか。ないのですか。どうですか。

○後藤参事官 先ほど井熊委員がおっしゃいましたように、原因究明とスケジュールの話は別だということであれば、きちんと腑に落ちない点は今後委員会として場を設けて説明をしていただき今後どうしたらいいかということをやっていくことは必要かと思います。

○前原委員長代理 むしろ資料3-2の中に、この委員会として以下の質問について答えよということで、先ほど来小林主査が疑問に思っている点をもう一回整理して、この点について明確にされたい、その上で認めるということにすればいいのではないのでしょうか。

○樫谷委員長 どうですか。

○後藤参事官 その中身については少し事務局で引き取らせていただいて。

○樫谷委員長 見解の中でもっと、スケジュールの問題とは別に少なくとも説明は十分されたいということ、腑に落ちないので、表現はともかく、経緯も含めてなぜこうなったのかも含めてしっかり説明をしてもらいたい。それを追加にしておいてもらってもいいかもわかりませんね。今後の話だけでなく、今、この現状をどう考えるかです。

どうぞ。

○古矢参事官 整理いたしますと、再質問ということでしょうか。このペーパーに質問事項をつけ加えるような形でしょうか。

- 樫谷委員長 そうですね。十分改めて説明されたいと、監理委員会においてです。
- 石堂委員 ただ、その説明が前提ですよということになると、厚労省は3月28日付でもかく了承してくれないと前に進めなくて7月は実施がだめになると言いそうな気がしますけれどもね。でしたら、先ほど井熊委員がおっしゃったように、原因究明は時間をかけてじっくりやればいいのだということと、このペーパーに、認める前提として追加資料を出しなさいと書くことはちょっと食い違ってしまうような気がします。
- 樫谷委員長 なければ認めないというのではなくて、説明はちゃんと求めますということでしょうか。
- 前原委員長代理 国民にオープンになっていますね。
- 樫谷委員長 では、一応この随意契約については了承しました。ただし、委員会見解の中で1、2、3、プラス4として監理委員会に対してもその経緯等について、経緯とか金額の中身について十分な説明を求めるということですかね。
- 古矢参事官 では、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。
- 樫谷委員長 それでは、ありがとうございました。

厚生労働省ネットワークシステム更改に係る調達の契約変更につきましては、先ほど議論いたしましたような、とりあえず認めるけれども一定の条件、つまり委員会見解の4つの見解を付して了解するということですね。そういう内容で御了承いただいたということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 樫谷委員長 ありがとうございます。

御了承いただいたということで、ただいま御議論をいたしました点も踏まえまして、引き続き進めていただきたいと思います。

続きまして、次の議題であります事業の評価(案)について御審議いただきたいと思います。

事業の評価(案)につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

6件の事業の評価(案)つきまして、事務局より御報告をいただきたいと思います。

- 古矢参事官 それでは、評価(案)につきましては6件ございます。時間も押しておりますので、手短かに説明させていただきたいと思います。

まず、資料4、5、6に関しましては、いずれも農林水産省の統計調査でございます。3件一緒に見ていただければと思います。

まず、業務内容と契約期間につきましては、いずれも平成22年11月から平成26年1月ないし2月までの3年3カ月ないし4カ月となっています。

次に、実施状況に関する評価でございますが、いずれの調査につきましても、目標回収率を達成しております。

また、実施状況につきましては、いずれも実施事業者の創意工夫が発揮され、評価され

ております。

3. 実施経費に関する評価でございますが、いずれの事業につきましても、従来の実施に要した経費に比べまして結構な金額を削減しており、評価できると考えられます。

今後でございますが、いずれの事業も良好な実施状況であることに加え、実施経費においても削減されておりますので、次回からは新プロセスに移行した上で事業を実施したいと考えております。

続きまして、資料7の独立行政法人情報処理推進機構の情報処理技術者試験の評価でございます。

こちらにつきましては、平成25年12月31日までの3年3カ月あるいは2年3カ月の期間でございますが、また、受託事業者につきましても、地理的要因のある沖縄・那覇以外はいずれも複数応札となっております。

実施状況に関する評価でございますが、一部の試験地でミス等がございましたが、こちらについては問題解決が図られ、再発防止に向けた取り組みが十分なされております。また、民間事業者の創意工夫も発揮されております。

裏面に行きまして、実施経費に関しましては、平成22年開始、平成23年開始分も削減されておりますので、評価しております。

こちらの事業につきましても、次回からは新プロセスに移行したいと考えております。

続きまして、資料8-1、独立行政法人環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務の評価でございます。

こちらの業務内容でございますが、独立行政法人環境再生保全機構は、納付義務者が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収する業務を行っておりますが、その業務の一部でございます「納付義務者に対する申告書等の送付及び受理点検、申告・納付説明会の開催、制度の普及宣伝、申告・納付の協力要請等の業務」を委託しております。

契約期間は本年3月31日までの5年1カ月でございます。

実施状況に関する評価でございますが、申告書の提出率は目標以上であります。関係者の機構への関係書類の送付につきましても、問題なく提出等なされております。受託事業者におきましては、各地の商工会議所が有しているノウハウ等を利用しているということで、業務の質等の向上が図られていると評価しております。

実施経費に関しましては、従来に比べまして、いずれの年度においても約8.5%削減されている。

こちらにつきましては、創意工夫の活用であるとか、経費の削減は評価できますし、今後も期待されておりますが、入札の段階で3者入札に参加したものの、2者については必須項目を全て満たすことができないということで排除されておりますので、こちらは新プロセスに移行することはせずに、次回の実施要項審議のときに過剰な必須項目は存在しないかなども改めて検討することが必要と考えられます。

資料9-1、湯島地方合同庁舎の管理運営業務でございます。

こちらは本年3月31日までの3年間の湯島地方合同庁舎の管理運営業務が内容となっております。

実施状況に関する評価としましては、衛生環境の確保につきましては、入居職員のアンケート等の満足度が70%を超えている。それから、各種の支障である停電、断水等、あるいは施設利用者のけが等も起こっておりません。さらに、民間事業者の改善提案により、みずからの負担による小規模修繕が実施され、施設内の安全の維持や効果的・効率的な施設管理に寄与するなど、民間事業者の創意工夫が発揮されております。

また、経費につきましても、約10%削減されております。

以上のような良好な実施状況でございますので、こちらの事業に関しましても、新プロセスに移行した上で次期事業を実施したいと考えております。

一方、民間事業者の提案による小規模修繕を実施して、そちらは一つ評価することがございますが、一方で修繕の内容の対象の範囲や民間事業者の責任範囲の明確化に留意することが必要であるということをお述べさせていただいております。

以上、6件の評価につきまして、御了承いただければと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

6件につきましてですが、全て適正に行われているのですけれども、1件の公害健康被害補償業務の徴収業務以外は新プロセスに移行。公害健康保険業務の徴収業務は適切に行われているのですけれども、競争性の確保等について若干の問題があるので、今回は新プロセスに移行しないという結論だということですね。

いかがでしょうか。御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

以上をもって、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席いただきたいと思っております。

(傍聴者退出)